

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の社会福祉法人Bに雇用され、同法人が運営する特別養護老人ホームC（以下「事業場」という。）において調理員として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場の厨房において、業務用冷蔵庫の掃除をしていたところ、同僚が隣の冷蔵庫の扉を勢いよく開けたため、扉の角が請求人の右肘に当たり負傷した。しばらく痛みを我慢して就労していたが、同年〇月〇日、D医院に受診し、「右肘打撲」と診断され、以後、E病院、F病院と転医し、療養を続け、平成〇年〇月〇日にG病院に転医し、「身体表現性障害」と診断された。

請求人は、上記右肘打撲は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して療養補償給付を請求したところ、監督署長は、上記右肘打撲については業務上の事由によるものと認め、これを支給したが、同日以降のG病院に係る療養については、精神障害に係る療養であり、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、H医師の意見書及び請求人の申述等を踏まえ、請求人は、平成〇年〇月〇日に、ICD-10診断ガイドラインの「F45.4 持続性身体表現性疼痛障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものであると判断している。当審査会も、請求人の症状とその経過等に照らすと、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）の業務における心理的負荷のあった出来事についてみると、次のとおりである。

ア 評価期間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特

別な出来事」は見受けられない。

イ そこで、評価期間における特別な出来事以外の出来事についてみると、次のとおりである。

(ア) 請求人は、業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①業務中負傷したこと、②上記負傷による休業中及び復職後に事業場関係者から嫌がらせ、叱責を受けたことの2点を主張している。

(イ) 業務中の負傷とは、平成〇年〇月〇日、請求人が大型冷蔵庫の左側の上段の扉を拭いていた際、Iがその右隣の扉を勢いよく開けたため、その扉が請求人の右肘の尺骨の神経部分に当たって負傷したというものであり、請求人はこれをきっかけとして、評価期間にまで及ぶ長期にわたる疼痛が続くようになったと主張している。当審査会では、同出来事は、発症前6か月間に発生したものではなく、本件疾病をもたらす業務による心理的負荷をもたらす出来事として評価できないものであるが、仮に評価期間に及ぶまで疼痛が続いたとして、認定基準別表1の具体的出来事「(重度の)病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」)に該当するとみて評価しても、事故の状況からみて、重傷な状態が継続したとは判断し難く、また、請求人の主張を裏付ける医学的根拠も存在しないことから、その心理的負荷の強度は「弱」であると判断する。

(ウ) 請求人は、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間、休業を繰り返した際、事業場関係者から、職場に迷惑をかけるなどか、もう二度と入院するななどと言われ、また、請求人の休業期間中の平成〇年〇月ないし〇月に、Iからストーカー行為を受けた旨を主張する。このうちストーカー行為については、仮に請求人の主張が事実であったとしても評価期間外の出来事であり、また、断続的に休業をしていた期間中に事業場関係者から厳しい言葉を受けたことについては、請求人が名指ししているJは、これを明確に否定しており、さらに一件記録を精査するも、請求人の主張を確認できる申述ないし証拠は存在しておらず、同出来事を認定基準別表1の具体的な出来事として評価することはできない。

(エ) 労働時間についてみると、一件記録を精査するも、請求人に恒常的な長時間労働は認められない。

(オ) 以上を総合すると、本件疾病に関して請求人が主張する業務による心理

的負荷をもたらす出来事は、「弱」の出来事が1つであるから、その心理的負荷の全体評価は「弱」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(4) 請求人の業務以外の心理的負荷については、請求人は、平成〇年〇月に、配偶者と離婚するなど、複雑な家庭の事情が認められる。また、個体側要因として、請求人には平成〇年〇月から平成〇年〇月までF病院でうつ病の治療歴があり、平成〇年〇月及び同年〇月にK病院での療養歴が認められる。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。